

« 厚生労働大臣の定める揭示事項について »

当院では、患者様の利便に供するため、下記の事項について東北厚生局に届出を行い、保険給付を実施しております。詳しくは、受付窓口（事務局）にお問い合わせください。

記

- * 情報通信機器を用いた診療
 - ・ 医療 DX 推進体制整備加算 3
 - ・ 医療情報取得加算
- * 急性期一般入院料 6
- * 精神病棟入院基本料（15 対 1）
 - 注 4 重度認知症加算
- ・ 臨床研修病院入院診療加算（協力）
- * 救急医療管理加算
- * 診療録管理体制加算 3
 - （旧：診療録管理体制加算 2）
- * 医師事務作業補助体制加算 1（20 対 1）
- * 医師事務作業補助体制加算 1（75 対 1）
 - （精神）
- * 急性期看護補助体制加算（25 対 1）
 - （看護補助者 5 割以上）
 - 注 4 看護補助体制充実加算 1
- * 看護配置加算（精神）
- * 看護補助加算 1
 - 注 4 看護補助体制充実加算 1
- * 療養環境加算
- * 精神科応急入院施設管理加算
- * 精神病棟入院時医学管理加算
- * 精神科地域移行実施加算
- * 精神科身体合併症管理加算
- * 依存症入院医療管理加算
 - （アルコール依存症）
- * 医療安全対策加算 1
 - 注 2 医療安全対策地域連携加算 1
- * 感染対策向上加算 2
 - 注 3 連携強化加算
 - 注 4 サーベイランス強化加算
 - 注 5 抗菌薬適正使用体制加算
- * 精神科救急搬送患者地域連携受入加算
- * 後発医薬品使用体制加算 1
- * データ提出加算 2 及び 4
 - 許可病床数 200 床未満
 - 注 2 提出データ評価加算
- * 入退院支援加算 1
 - 注 4 地域連携診療計画加算
- * 精神科入退院支援加算
- * 認知症ケア加算 2
- * せん妄ハイリスク患者ケア加算
- * 地域包括ケア入院医療管理料 2
 - 注 3 看護職員配置加算
- * 認知症治療病棟入院料 1
 - 注 3 認知症夜間対応加算
- ・ 小児科外来診療料
- ・ 夜間休日救急搬送医学管理料
- ・ 生活習慣病管理料（Ⅰ）
- ・ 生活習慣病管理料（Ⅱ）
 - 注 4 外来データ提出加算
- * がん治療連携指導料
- ・ 認知症専門診断管理料
- * こころの連携指導料（Ⅱ）

- * 薬剤管理指導料
 - ・ 連携強化診療情報提供料 注1
- * 在宅療養支援病院3
- * 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等
医学総合管理料
- * 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物
居住者訪問看護・指導料の注2（緩和ケア）
- * 在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物
居住者訪問看護・指導料の注2（褥瘡ケア）
- * 在宅患者訪問看護・指導料の注16
専門管理加算（緩和ケア）
- * 在宅患者訪問看護・指導料の注16
専門管理加算（褥瘡ケア）
- * 在宅患者訪問看護・指導料の注16
専門管理加算（特定行為）
- * 在宅患者訪問褥瘡管理指導料
 - ・ 造血器腫瘍遺伝子検査
- * 検体検査管理加算（Ⅱ）
- * CT撮影（16列以上64列未満）
 - ・ 大腸CT撮影加算
 - ・ 一般名処方加算
- * 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ）
 - 注3 初期加算
 - 注4 急性期リハビリテーション加算
- * 運動器リハビリテーション料（Ⅲ）
 - 注3 初期加算
 - 注4 急性期リハビリテーション加算
- * 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）
 - 注3 初期加算
 - 注4 急性期リハビリテーション加算
- ・ 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ）
 - 注3 初期加算
 - 注4 急性期リハビリテーション加算
- * 通院・在宅精神療法
 - 注8 療養生活継続支援加算
- * 通院・在宅精神療法
 - 注11 早期診療体制充実加算
- * 通院・在宅精神療法
 - 注12 情報通信機器を用いた場合
- * 精神科作業療法
- * 抗精神病特定薬剤治療指導管理料
（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る）
- * 医療保護入院等診療料
- * 重度認知症患者デイ・ケア料
- * 医科点数表第2章第10部手術の通則の
16に掲げる手術
- * 看護職員処遇改善評価料37
- * 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- * 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- * 入院ベースアップ評価料48
- * クラウン・ブリッジ維持管理料
- * 入院時食事療養（Ⅰ）
 - 注3 特別食加算
 - 注4 食堂加算

※「・」項目は基準を満たしていれば届出不要な基準

令和8年4月1日

岩手県立一戸病院長